

令和7年度 春日井市保育園入園選考基準表

次の1の基準指数に2の調整指数を加算したものを世帯の指数とします。

1 基準指数

区分 番号	区分	保護者の状況	基準 指数
1	外勤 (育児休業等からの 復職者も含む) 自営業主 (自営業主は各事業 において1名)	月160時間以上の就労実績	10
		月150時間以上の就労実績	9
		月130時間以上の就労実績	8
		月100時間以上の就労実績	7
		月60時間以上の就労実績	6
	自営業専従者 家族従業者	月160時間以上の就労実績	9
		月150時間以上の就労実績	8
		月130時間以上の就労実績	7
		月100時間以上の就労実績	6
		月60時間以上の就労実績	5
	内職		4
2	出産	出産(予定)月の前後2か月(多胎妊娠時は産前3か月)	7
3	疾病	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している	10
		月15日以上通院加療を要する	7
		一般療養(安静加療を要する)	5
4	障がい	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳A・B判定の交付を受けている	10
		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳C判定の交付を受けている	8
		身体障害者手帳4級以下の交付を受けている	6
5	介護等	要介護3以上、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳A・B判定を受けている又はそれに相当する親族を介護又は看護している	10
		要介護1・2、要支援2、身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳C判定を受けている又はそれに相当する親族を介護又は看護している	6
		上記には該当しないが親族を介護又は看護している	4
6	不存在	死亡、離婚、未婚、行方不明、避難、拘禁等	10
7	就労予定	就労先が確定しており、月160時間以上の就労を予定している	5
		就労先が確定しており、月130時間以上の就労を予定している	4
		就労先が確定しており、月60時間以上の就労を予定している	3
		就労先は確定していないが、月60時間以上の就労を予定している	1
8	災害等	居宅の復旧等	10
9	就学	職業訓練校や大学等に通学している学生(通信制は除く)	6
		通信制の学生	4
		その他就労を目的とした就学	3
10	育児休業中の利用	育児休業中で保育園を利用(1～4年保育に限る)	1
11	その他	各区分に掲げるもののほか、市長が特に保育の必要性が高いと判断した場合	-

2 調整指数

区分 記号	区分状況	調整 指数
A	ひとり親世帯（死亡、離婚、未婚、長期にわたる拘禁等によりひとり親（に準ずる）世帯であるとき）	+7
B	育児休業等からの復職	+2
C	保護者のいずれかが、春日井市内の認可保育施設・事業所で保育士として勤務中（予定を含む）	+2
D	きょうだいが別園に通っており、同園の利用を希望する在園児	+1
E	きょうだいがすでに在園しており、新規に申し込みをする場合	+1
F	きょうだいが同時に新規申し込みをする場合	+1
G	Fのうち、きょうだいが双生児以上の場合	+2
H	多胎児を妊娠している場合（区分が出産の場合）	+1
I	認可保育施設・認可外保育施設に在園しており、新規に申し込みをする場合（保護者が月60時間以上、実際に就労しており、入園後も継続して就労している場合に限る）※在園証明等要添付	+1

3 同一指数で並んだ場合の優先順位表

I	施設の対象年齢に達したため、転園が必須となる場合（連携園がある園は除く）
II	同一世帯で同時に3つ以上の保育施設の利用となることが見込まれる場合
III	在園のきょうだいと同一施設への利用が見込める場合
IV	保育の必要な事由間の優先順位（各世帯で異なる指数がある場合は高い指数で判定） ①災害等 ②不存在 ③疾病 ④障がい ⑤育児休業等からの復職 ⑥外勤・自営業主 ⑦介護等 ⑧自営業専従者・家族従業者 ⑨出産 ⑩就学 ⑪内職 ⑫就労予定 ⑬育児休業中の利用
V	利用を希望する施設のうち、当該施設の利用希望順位が高い場合
VI	その他の世帯状況（施設との近接性・所得・保育の必要な事由にかかる拘束時間・祖父母の状況等・単身赴任（予定）者・同一世帯内における小学生以下の児童の人数）から、より保育が必要である場合

- ・部分休業、時短就労の方は、休業がない場合の就労時間に基づく指数とします。
- ・就労時間は休憩時間を含み、残業時間を含まない時間を指します。
- ・就労時間が月によって異なる場合は、平均的な就労時間に基づく指数とします。
- ・就労実績は、証明書に記載された就労実績（就労日数）に就労時間を乗じた時間に基づく指数とします。
- ・就労実績が2・3か月ある場合は、その中で一番長い時間に基づく指数とします。
- ・就労実績が月60時間未満の場合は、「区分番号7就労予定」に基づく指数とします。
- ・育児休業等からの復職については、証明書に記載された就労時間により判断します。
- ・就労予定は、就労先が確定している場合、証明書に記載された就労時間により判断します。
- ・利用申込以降に就労実績等状況が変わった場合は、速やかに申し出てください。
- ・育児休業中の利用を希望する場合は、調整指数の加算は適用されません。
- ・育児休業等からの復職予定での申込みの場合は、入園月中の復職を条件とします。

条件を満たせないことが判明した場合は、入園が取消しなることや再度入園申込みが必要となることがあります。